

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例（平成21年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、同条の表を次のように改める。

区 分		手数料の金額
一戸建て住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの	新築しようとする場合（以下「新築」という。）	49,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書もしくはその写し（認定申請に係るものに限る。以下この表において「確認書等」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書もしくはその写し（認定申請に係るものに限る。以下この表において「住宅性能評価書等」という。）を提出する場合にあっては、15,000

		円)
	増築し、 又は改築 しようとする場合 (以下 「増改築」とい う。)	73,000円(確認書等を提出する 場合にあっては、21,000 円)
	新築およ び増改築 以外の場 合(以下 「新築お よび増 改築以 外」とい う。)	73,000円(確認書等又は住宅 性能評価書等を提出する場 合にあっては、21,000円)
住戸の総数(認定申請に係る 建築物の住戸の総数をいう。 以下この表において同じ。) が5戸以下の共同住宅等(省 令第4条第2号に規定する共 同住宅等をいう。以下同 じ。)に係るもの	新築	113,000円(確認書等又は住 宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、25,000円)
	増改築	168,000円(確認書等を提出 する場合にあっては、37,000 円)
	新築およ び増改築 以外	168,000円(確認書等又は住 宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、37,000円)
住戸の総数が6戸以上10戸以 下の共同住宅等に係るもの	新築	180,000円(確認書等又は住 宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、40,000円)

	増改築	268,000円（確認書等を提出する場合にあっては、59,000円）
	新築および増改築以外	268,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、59,000円）
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	353,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、66,000円）
	増改築	528,000円（確認書等を提出する場合にあっては、97,000円）
	新築および増改築以外	528,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、97,000円）
住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	630,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、104,000円）
	増改築	943,000円（確認書等を提出する場合にあっては、155,000円）
	新築および増改築以外	943,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、155,000円）
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,081,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、158,000円）
	増改築	1,620,000円（確認書等を提

		出する場合にあっては、 235,000円)
	新築および増改築 以外	1,620,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあっては、235,000 円)
住戸の総数が101戸以上200戸 以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,997,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあっては、266,000 円)
	増改築	3,621,000円（確認書等を提 出する場合にあっては、 398,000円)
	新築および増改築 以外	3,621,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあっては、398,000 円)
住戸の総数が201戸以上300戸 以下の共同住宅等に係るもの	新築	2,853,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあっては、337,000 円)
	増改築	4,278,000円（確認書等を提 出する場合にあっては、 504,000円)
	新築および増改築 以外	4,278,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあっては、504,000 円)
住戸の総数が301戸以上の共 同住宅等に係るもの	新築	3,494,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する

		場合にあっては、382,000円)
	増改築	5,240,000円（確認書等を提出する場合にあっては、571,000円）
	新築および増改築以外	5,240,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、571,000円）

第3条中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、同条の表を次のように改める。

区 分		手数料の金額
一戸建て住宅に係るもの	新築	24,500円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書もしくはその写し（変更認定申請に係るものに限る。以下この表において「確認書等」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書もしくはその写し（変更認定申請に係るものに限る。以下この表において「住宅性能評価書等」という。）を提出する場合にあっては、7,500円）
	増改築	36,500円（確認書等を提出する場合にあっては、10,500円）
	新築および増改築以外	36,500円（確認書等又は住宅

	び増改築 以外	性能評価書等を提出する場合 にあっては、10,500円)
住戸の総数（変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この表において同じ。）が5戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	56,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、12,500円)
	増改築	84,000円（確認書等を提出する場合にあっては、18,500円)
	新築および増改築 以外	84,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、18,500円)
住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	90,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、20,000円)
	増改築	134,000円（確認書等を提出する場合にあっては、29,500円)
	新築および増改築 以外	134,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、29,500円)
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	176,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、33,000円)
	増改築	264,000円（確認書等を提出する場合にあっては、48,500円)
	新築および増改築 以外	264,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、48,500円)
住戸の総数が31戸以上50戸以	新築	315,000円（確認書等又は住

下の共同住宅等に係るもの		宅性能評価書等を提出する場合にあっては、52,000円)
	増改築	471,500円 (確認書等を提出する場合にあっては、77,500円)
	新築および増改築以外	471,500円 (確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、77,500円)
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	540,500円 (確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、79,000円)
	増改築	810,000円 (確認書等を提出する場合にあっては、117,500円)
	新築および増改築以外	810,000円 (確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、117,500円)
住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	998,500円 (確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、133,000円)
	増改築	1,810,500円 (確認書等を提出する場合にあっては、199,000円)
	新築および増改築以外	1,810,500円 (確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、199,000円)
住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,426,500円 (確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、168,500円)

		円)
	増改築	2,139,000円（確認書等を提出する場合には、252,000円）
	新築および増改築以外	2,139,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、252,000円）
住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	新築	1,747,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、191,000円）
	増改築	2,620,000円（確認書等を提出する場合には、285,500円）
	新築および増改築以外	2,620,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、285,500円）

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。